

## 「換価申出書」の記載要領

- 1 この「換価申出書」は、通則法第105条第1項ただし書により、再調査請求人が差押財産について滞納処分による換価を申し出る場合に使用します。
- 2 「1 再調査の請求」欄の「(1)再調査の請求に係る処分」欄は、再調査の請求の対象とした処分の内容を、例えば次の下線部分のように記載してください。
  - (元号)×年×月×日付の(で) (元号)×年分所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
  - (元号)×年×月×日付の(で) (元号)×年分、(元号)×年分及び(元号)×年分所得税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分
  - (元号)×年×月×日付の(で) 自(元号)×年×月×日 及び 自(元号)×年×月×日 事業年  
至(元号)×年×月×日 至(元号)×年×月×日  
度分法人税の重加算税の各賦課決定処分
  - (元号)×年×月×日付の(で) 自(元号)×年×月×日 課税期間分消費税及び地方消費税の  
至(元号)×年×月×日  
決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分
  - (元号)×年×月×日付の(で) 源泉徴収に係る所得税××円の納税告知処分及び不納付加算税××円の賦課決定処分
  - (元号)×年×月×日付の(で) 所得税の青色申告の承認の取消処分
  - (元号)×年×月×日付の(で) 酒税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
  - (元号)×年×月×日付の(で) ×××についてされた××差押処分
  - (元号)×年×月×日付の(で) ×××のための国税徴収法第××条による第二次納税義務告知処分
  - (元号)×年×月×日付の(で) (元号)×年分××税の納税の猶予不許可処分
  - (元号)×年×月×日付の(で) 相続税延納申請却下処分
- 3 「1 再調査の請求」欄の「(2) 再調査の請求先」欄は、再調査の請求書を提出した行政機関の長(〇〇税務署長、〇〇国税局長等)を記載してください。
- 4 「2 換価を申し出る財産」欄の「(1) 差押年月日」欄は、換価を申し出る財産が差し押さえられた年月日を記載してください。
- 5 「2 換価を申し出る財産」欄の「(2) 差押財産の所在及び名称・数量等」欄は、換価を申し出る財産を、例えば次のように記載してください。
  - 種別：土地、地目：宅地、地積：〇〇.〇㎡、所在地：〇〇市△△町×-×-×、数量：1筆
  - 種別：自動車、車種：〇〇、車両番号：品川××わ〇〇-〇〇、数量：1台